資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五千九百万一千三百円減少し、金一億円とし、また、資本準備金の額を金二億四千三百七十万一千三百円減少し、金零円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年二月二十五日であり、株主総会の決議は、平成二十二年一月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、平成二十二年二月二十四日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十二月二十二日

掲載頁　一一七頁（号外第二七〇号）

平成二十二年一月二十一日

東京都世田谷区玉川台二丁目二二番二〇号

株式会社エバービジョン

代表取締役　東窪　幸博

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年二月十日を基準日と定め、同日午前〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式三十万株を百五十万株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十二年一月二十一日

埼玉県坂戸市小沼三一五番地三

株式会社ダイア・アイ・コム

代表取締役　齋藤　繁

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年二月五日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、平成二十二年三月開催予定の臨時株主総会および当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会における議決権を行使することができる株主と定めましたので公告いたします。

平成二十二年一月二十一日

東京都新宿区富久町十三番十九号

株式会社ワンダーテーブル

代表取締役社長　林　祥隆

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都中央区八重洲二丁目三番一号

住友信託銀行株式会社　証券代行部

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年二月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年一月二十一日

石川県金沢市二宮町一五番二五号

海道物産株式会社

代表取締役　野地　一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年二月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年一月二十一日

長野市西和田一丁目二九番四〇号

株式会社長野中央園芸市場

代表取締役　高地　明人

合併につき株券等提出公告

当社は、ＢＡＳＦジャパン株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年三月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年一月二十一日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

チバ・ジャパン株式会社

代表取締役　ヨルグシュテック

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるマイケル・クリストファー・スコットが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年一月二十一日

東京都世田谷区用賀四丁目二九番三号さくらビル二階

リッチーブラザースオークショニアーズジャパンリミテッド

日本における代表者

マイケル・クリストファー・スコット

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である望天泉イェスパーが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年一月二十一日

東京都港区虎ノ門二丁目七番一六号

ヴェスタス・アジア・パシフィック・エイ・エス

日本における代表者　望天泉イェスパー

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である本多麻美が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年一月二十一日

横浜市中区打越四二―一―二〇五

Ｂａｙ　Ｃｒｕｚ　Ｔｒａｄｅ　Ｃｏ．，Ｌｔｄ．

日本における代表者　本多　麻美

限定承認公告

本籍東京都北区赤羽西一丁目二一四四番地、最後の住所東京都葛飾区東新小岩三丁目一〇番一五号パレッチ新小岩四〇四

被相続人　亡　樋口　博

右被相続人は平成二十一年九月七日死亡し、その相続人は平成二十二年一月十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十一日

東京都品川区南大井四丁目六番七号一一〇一

相続財産管理人　長瀬さおり

限定承認公告

本籍神奈川県小田原市扇町一丁目三八番地、最後の住所神奈川県小田原市扇町一丁目一三番四五号　被相続人　亡　須田　泰弘

右被相続人は平成二十年十月九日死亡し、その相続人は平成二十二年一月七日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十一日

東京都新宿区新宿一丁目一〇番二号渡辺ビル三階小林法律事務所

限定承認者黒澤聡子

代理人弁護士　小林　正憲

訂正公告

平成二十一年十二月十七日掲載の訂正公告中、効力発生日は「平成二十二年一月二十二日」とあるは「平成二十二年二月十九日」に変更いたします。

平成二十二年一月二十一日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ケーエージー・ナイン・インベストメント特定目的会社

代表取締役　粟国　正樹

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十二年一月五日付次欄中（原稿誤り）				
一一		終りから五～四	及び復興	及び経済復興
平成二十年三月二十四日（号外第五十九号）公布国土交通省令第十号（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則）（原稿誤り）				
一五	下三～四		令第３条第１項令第６条第１項	
一八	上	一四	住宅建設	住宅販売
平成二十二年一月四日外務省告示第六号（第二次西ヌサトゥンガラ州橋梁建設計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）				
二二		終りから一八～一七	必要な役務	必要な生産物及び役務
同日外務省告示第九号（バイオラ病院改善整備計画（第二次）（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）				
二四		終りから一五	保険大臣	保健大臣
同日外務省告示第十二号（パキスタン・イスラム共和国における「北西辺境州における平和構築及び復興を通じた持続可能な開発計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）				
三一		終りから一〇～一五	及び復興	及び経済復興
〃	〃	〃	〃	〃
平成二十年十一月七日掲載の津家庭裁判所に係る平成二十年（家）第一〇一八号失踪に関する届出の催告中（原稿誤り）				
一五	一		本籍兵庫県神戸市	本籍不詳
			市東灘区御影山手２丁目１番地	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月二十一日付第一三号九　六ページ●同日付政府調達第一三号八八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）